

品川区商店街連携推進事業助成金交付要綱

制定 令和7年4月1日 区長決定 要綱第167号

(目的)

第1条 この要綱は、商店街が企業、学校・大学、地域団体等と連携を図りながら、地域のにぎわい創出および政策課題の推進または解決に資する事業を実施することにより、地域コミュニティの中で商店街が果たす役割を更に高め、新しい時代に対応した商店街への変革を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

(1)「商店街」とは、次に掲げるものをいう。

- ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）により設立された商店街振興組合
- イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）により設立された事業協同組合
ただし、区内全域を街区とする事業協同組合を除く。
- ウ 未組織商店街

(2)「商店街の連合会」とは、次に掲げるものをいう。

- ア 商店街振興組合法により設立された連合会
- イ 中小企業等協同組合法により設立された連合会
- ウ 品川区商店街連合会および品川区商店街振興組合連合会

(3)「地域団体等」とは次に掲げるもので、会則等を有しているものをいう。

- ア 町会および自治会
- イ 特定非営利活動法人
- ウ 社会福祉法人
- エ 区以外の行政機関、その他、商店街と連携する団体として区長が適切と認めるもの

(助成対象)

第3条 区長は、次の各号のいずれかに該当する事業を実施する区内の商店街（以下「助成対象者」という。）に対し、品川区商店街連携推進事業助成金（以下「助成金」という。）を交付し、その事業に係る経費の一部を助成する。

- (1) 商店街と企業、学校・大学、または地域団体等との連携を具体的に示すことが可能な共催または後援事業であること。
- (2) 交付申請および実績報告において、事業目的が明確になっていること。
- (3) 別表1に掲げる政策課題の推進または解決に資する事業であること。

2 区長は、前項に掲げる事業のうち、次の各号のすべてに該当する事業（以下「助成事業」という。）について、その事業に係る経費の一部を助成する。

- (1) 収益を主たる目的としない事業であること。
- (2) 事業の実施に要する経費のうち、別表2に掲げるものが10万円を超えること。

(助成金の額および助成率)

第4条 区長は、第3条に定める助成事業を実施するために必要な経費のうち、助成金交付の対象として区長が認める経費について、予算の範囲内で助成金を交付する。

2 助成率および助成限度額は、助成対象経費（区長が認める経費から売上額を差し引いた額）に助成率5分の4を乗じた額（1千円未満の端数は切り捨て）とする。ただし、その助成金の額は、40万円を限度とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、助成金交付申請書（第1号様式）により区長に申請しなければならない。

2 助成対象者が申請できる回数は、原則として1会計年度1回を上限とする。

(助成金の交付決定)

第6条 区長は、前条の申請があった場合において、助成金を交付することを適当と認めるときは、助成金交付決定通知書(第2号様式)により当該助成対象者(以下「助成事業者」という。)に通知するものとする。

2 区長は、前項の決定に際して、必要な条件を付することができる。

(助成事業の内容変更等)

第7条 助成事業者は、助成事業の内容を変更し、または助成事業を中止しようとするときは、あらかじめ変更等承認申請書(第3号様式)により区長に申請しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

2 区長は、前項の申請を受けた場合において、承認することを適当と認めるときは、変更等承認決定通知書(第4号様式)により助成事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 助成事業者は、助成事業が完了したときまたは助成金の交付決定日の属する会計年度が終了したときは、必要な書類等を添えて、速やかに実績報告書(第5号様式)を区長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第9条 区長は、前条の報告があった場合において、助成事業の成果が助成金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書(第6号様式)により助成事業者に通知するものとする。

2 前項の規定による交付すべき助成金の確定額は、助成事業の実施に要した助成対象経費の額に助成率を乗じた額(1千円未満の端数は切り捨て)または交付決定した助成金の額のうち、いずれか少ない額とする。

(助成金の請求)

第10条 助成事業者は、前条の通知を受けたときは、速やかに請求書(第7号様式)を区長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第11条 区長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

2 前項の規定は、第8条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(助成金の返還)

第12条 区長は、助成金の交付を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成事業者に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(違約加算金)

第13条 区長は、前条の規定により、この助成金の交付決定の全部または一部を取り消した場合において、助成金の返還を命じたときは、助成金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、助成金の額(一部を返還した場合のその後の期間は既返還額を控除した額とする。)につき、年10.95%の割合で計算した違約加算金(100円未満は切り捨てるものとする。)を納付させるものとする。

2 前項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第14条 助成金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の適用については、返還を命じた額に相当する助成金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

2 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

3 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付日の翌日以降の期間に係わる違約加算金の基礎となる未納付額は、その納付額を控除した額によるものとする。

(助成金の経理等)

第15条 助成事業者は、助成事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(検査)

第16条 助成事業者は、区長が助成事業の運営および経理等の状況について検査を求めたときは、これに応じなければならない。

(適用)

第17条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付については、品川区補助金等交付規則（昭和39年品川区規則第4号）を適用する。

(委任)

第18条 この要綱の施行について必要な事項は、別に地域振興部長が定める。

付則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

別表 1 (第 3 条関係)

政策課題一覧

(1)地域コミュニティ・文化など地域資源を活かしたイベント ①季節のイベント（七夕、盆踊り、クリスマス） ②スポーツイベント ③地産地消イベント ④スタンプラリー、ウォークラリー ⑤フェスティバル、コンクール（音楽祭、ストリートアート） 等
(2)環境・資源リサイクルに資するイベント ①クリーンキャンペーン（地域清掃イベント） ②エコキャンペーン（ごみ減量・リサイクル啓発イベント） 等
(3)健康・福祉に資するイベント ①生活習慣病予防イベント ②高齢者向けイベント 等
(4)防犯防災・生活安全に資するイベント ①防犯防災イベント ②警察・消防誘致によるイベント 等
(5)子育て・教育に資するイベント ①子ども向けイベント ②体験学習イベント 等
(6)その他、区の政策課題に資するイベント

別表 2 (第 3 条関係)

助成金の対象経費

区	分	摘 要
1. 周知の経費		事業の周知を図るために要する経費
	ポスター、チラシ等の制作費	
	広告の新聞折り込み経費	
	新聞、雑誌等への広告掲載料	
	案内看板等の製作費	設置状況の分かる写真を提出
	広告宣伝費に係るコピー代	
	ホームページ製作費、動画撮影・編集費、SNS 活用費	事業周知用のみ
	使用量が確認できる場合のみ、チラシ制作に係る用紙およびインクトナー代	在庫管理台帳等を作成し写しを提出
2. 会場設営等の経費		イベント会場の設営、運営等に要する経費
	舞台設営、電気、装飾、照明、音響設備工事等に係る工事費	
	イベントの企画、運営の委託に要する経費	
	抽選会券、福引券等の印刷経費	
	会場警備、廃棄物処理等を委託する経費	
	会場賃借料	物品の保管目的は除く
	金魚すくい、輪投げ等のゲーム類を行うための経費	
	会場設営用のガムテープ、両面テープ、文具代	汎用性の高い物は除く
	感染症対策のための経費	
3. 景品の経費		抽選会や福引の景品の購入に要する経費
		(1)景品の等級、本数及び品名等をチ

		ラシ、ポスター等で不特定多数の者にあらかじめ周知 (2)実際に配付した景品の等級、本数及び品名等を確認できる書類（景品管理簿等）を作成し提出 (3)景品単価 1 万円以下の部分 (4)総額 90 万円以下の部分
4. 記念品の経費		イベント来場者に配布する記念品の購入に要する経費
		(1)チラシ、ポスター等で不特定多数の者に、数量及び品名をあらかじめ周知 (2)実際に配付した記念品の数量及び品名を確認できる書類（記念品管理簿等）を作成し提出
5. 出演料の経費		大道芸やコンサート出演者等への出演料に要する経費
		1 件当たり 1 日 100 万円以下の部分
6. その他諸経費		事業の実施に要する諸経費
	賠償責任保険料、傷害保険料等（保険期間を表示）	準備及び撤去期間（イベント前後 1 日間）を含む
	道路使用許可手数料	
	送料	
	事業系一般ごみ処理手数料またはごみ処理券購入費	
	事業のために臨時に雇い入れた短期雇用者の賃金	時間給 1,500 円以下の部分
	事業への協力、設備、物品等の提供等に対する個人または団体への謝礼	
	事業実施に直接必要な備品購入費	備品台帳を具備し写しを提出
	事業実施に直接必要な消耗品費	
	光熱水費	
	事業で使用した共有物のクリーニング代	備品台帳を具備し写しを提出
	写真現像代	総額 1 万円以下の部分
	振込手数料	

*各区分に掲げる細区分の事項は例示である。

*100 万円以上の経費については、3 社以上から見積書を徴し、適正な価格の業者を選定すること。

*使用実績のない経費に関しては助成対象外となる。ただし、天災地変の発生により、やむを得ず使用されなかった施設・設備の設営に係る経費は除く。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

品川区長 へ

商店街名 _____

代 表 者
役職名・氏名 _____

住 所 _____

助成金交付申請書

下記のとおり、助成金の交付を申請します。

記

1. 助 成 金 の 種 別 品川区商店街連携推進事業助成金

2. 事 業 名

3. 事 業 内 容 (1) 計画書 別紙1

(2) 予算書 別紙2

4. 担 当 者 (1) 氏 名 _____

(2) 連絡先
電 話 番 号 _____

FAX 番 号 _____

メールアドレス _____

別紙 1 (第 4 条関係)

計 画 書

[illegible]

商店街名	
------	--

予 算 書

（単位：円）

No.	経費名称	数量	単 価	金 額			備 考
					対象経費	対象外経費	
①周知費用【小計】							
②会場設営費【小計】							
③景品購入費【小計】							
④記念品購入費【小計】							
⑤出演料【小計】							
⑥その他諸経費【小計】							
合 計							

総事業費計A 対象経費計B

※記載欄不足の場合は、適宜行を挿入し記載すること。

※「経費名称」欄について

・経費区分(①周知費用、②会場設営費、③景品購入費、④記念品購入費、⑤出演料、⑥その他諸経費)順に記載願います。

助成対象経費計B	助成率C (助成限度額)	助成金交付申請額D (=B×C) ※共催の場合は各商店街分の合計	商店街負担額E (=A-D)

※「助成金交付申請額D」について

- ・算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合、端数は切り捨てとなります。
- ・算出した額が助成限度額を超過した場合、助成限度額が助成金交付申請額となります。
- ・申請時は、総事業費から売上等収益を差し引く必要はありませんが、実績報告時は総事業費から売上等収益と対象外経費を差し引いた額をもとに、助成額を算定します。

区 分	積立金	負担金	借入金	その他
商店街負担額Eの内訳				

第2号様式（第5条関係）

文 書 番 号
年 月 日

商店街名
代表者
役職名・氏名

様

品川区長

助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請があった助成金の交付について、下記のとおり決定したの
で通知します。

記

1. 助成金の種別 品川区商店街連携推進事業助成金
2. 事業名
3. 交付決定額 円
4. その他

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

品川区長 へ

商店街名 _____

代 表 者
役職名・氏名 _____

住 所 _____

変更等承認申請書

年 月 日付 文書番号 で助成金の交付決定通知があった助成事業の内容を
変更（*中止）したいので、下記のとおり申請します。

記

1. 助 成 金 の 種 別 品川区商店街連携推進事業助成金

2. 事 業 名

3. 変 更 (*中止) 内容

4. 変 更 (*中止) 理由

第4号様式（第6条関係）

文 書 番 号
年 月 日

商店街名
代表者
役職名・氏名

様

品川区長

変更等承認決定通知書

年 月 日付で申請があった助成事業の内容の変更（*中止）について、下記
のとおり承認します。

記

1. 助 成 金 の 種 別 品川区商店街連携推進事業助成金

2. 事 業 名

3. 承 認 内 容

4. 付 帯 条 件

第5号様式（第7条関係）

年 月 日

品川区長 へ

商店街名 _____

代 表 者
役職名・氏名 _____

住 所 _____

実績報告書

年 月 日付 文書番号 で助成金の交付決定通知のあった助成事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

1. 助 成 金 の 種 別 品川区商店街連携推進事業助成金

2. 事 業 名

3. 実 施 事 業 の 報 告 (1) 実施報告書 別紙1

(2) 決算書 別紙2

4. 担 当 者 (1) 氏 名 _____

(2) 連 絡 先
電 話 番 号 _____

FAX 番 号 _____

メールアドレス _____

実施報告書

[illegible]

商店街名	
------	--

決 算 書

(単位:円)

No.	経費名称	数量	単 価	金 額			備 考
					対象経費	対象外経費	
①周知費用【小計】							
②会場設営費【小計】							
③景品購入費【小計】							
④記念品購入費【小計】							
⑤出演料【小計】							
⑥その他諸経費【小計】							
合 計							

総事業費計A 対象経費計B

※記載欄不足の場合は、適宜行を挿入し記載すること。

※「経費名称」欄について

・経費区分(①周知費用、②会場設営費、③景品購入費、④記念品購入費、⑤出演料、⑥その他諸経費)順に記載願います。

売上等収益C	助成対象経費D (=B-C)	助成率E (助成金交付決定金額)	助成金確定額F (=D×E) ※千円未満は切り捨て	商店街負担額G (=A-F)

※「売上等収益C」について

・売上等収益がある場合は、収益を確認できる「収益証明書」等、代表者および会計担当者が署名・押印した書類を添付願います。

※「助成金確定額F」について

・算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合、端数は切り捨てとなります。
・算出した額が助成金交付決定額を超過した場合、助成金交付決定額が助成金確定額となります。

区 分	積立金	負担金	借入金	その他
商店街負担額Gの内訳				

文 書 番 号
年 月 日

商店街名
代表者
役職名・氏名

様

品川区長

助成金額確定通知書

年 月 日付 文書番号 で交付決定した助成金について、提出された実績報告書を審査した結果、助成事業の成果が当該助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められ、下記のとおり助成金の額を確定したので通知します。

記

1. 助成金の種別 品川区商店街連携推進事業助成金

2. 事業名

3. 助成金確定額 (1) 交付決定額 円

(2) 確定額 円

4. 入金予定日 年 月 日()

5. その他

年 月 日

品川区長 へ

商店街名 _____

代 表 者 _____
役職名・氏名 _____ (印)

住 所 _____

請 求 書

年 月 日付 文書番号 で確定額の通知があった助成金について、下記のとおり請求します。

記

1. 助 成 金 の 種 別 品川区商店街連携推進事業助成金

2. 事 業 名

3. 請 求 額 _____ 円

4. 連 絡 先 (1) 書類発行責任者
(※押印がある場合は不要)

役職名・氏名 _____

電 話 番 号 _____

(2) 書類作成担当者

役職名・氏名 _____

電 話 番 号 _____

